

ID: 173

担当部署: 都市建設課

処分の概要	定期駐車券等の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町自転車駐車場条例施行規則 第3条		
例 規 番 号	平成2年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (定期駐車券等の再交付)</p> <p>第3条 定期駐車による使用者は、定期駐車券又は定期駐車証を亡失、滅失、若しくは破損し、又は前条第1項の規定により提出した自転車駐車場使用許可申請書の記載事項に変更が生じたときは、定期駐車券等再交付申請書(様式第4号)を指定管理者に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日